

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

<p>路 線 名</p>	<p>熊谷小川秩父線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡小川町大字上横田字風 花一九二三番地先から同郡同 町大字上横田字小萩八四〇番 一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年一月二十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十三年十一月二十 二日付け埼玉県東松山県 土整備事務所長告示第三 十五号で告示した道路予定 区域の供用開始である。延 長二九〇・二〇メートル。</p>